

第 56 回高知県国土利用計画審議会

平成 31 年 2 月 15 日（金） 13:30～

高新文化ホール

開催日時：平成 31 年 2 月 15 日（金） 13:30～

場所：高新文化ホール

委員：池田洋光、岡部早苗、小坂雄一郎（欠席）、笹原克夫、玉里恵美子（欠席）、徳弘吉哉（欠席）、中村健、野津山喜晴、畠中智子、広末幸彦、藤本武志、細川公子、松岡和也、松島貴則、山本洋子

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 報告事項

- ・土地利用基本計画の報告事項について
 - －林地開発許可等の状況－
 - －過去案件の現況－

(2) 検討事項

- ・土地利用基本計画書の変更について

4 閉会

1 開会

（司会）

それでは、お揃いですので、ただ今から第 56 回高知県国土利用計画審議会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。関係課の方もお忙しい中、集まっております。ありがとうございます。

私、用地対策課の畠中と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、開会にあたりまして、土木部技術監の弘嶋のほうからご挨拶申し上げます。

2 挨拶

（弘嶋土木技術監）

皆さん、こんにちは。ただ今紹介をいただきました土木技術監の弘嶋と申します。本来であれば、土木部長の村田が参りまして皆様にご挨拶を申し上げるところ、所用のため出席ができません。代わりに挨拶文を預かってまいりましたので代読をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、第56回高知県国土利用計画審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから本県の土地行政の円滑・適正な推進をはじめ、県政全般にわたり幅広くご協力をいただいておりますことに、この場をお借りし厚く御礼を申し上げます。

さて、土地は限られた資源であり、県民の生活や産業活動にとって不可欠な基盤であるとともに、次世代に引き継いでいかななくてはならない大事な財産でございます。本県では、南海トラフ地震を含む自然災害リスクに備えるため、安全で安心できる県土利用、産業振興と調和した県土利用、自然と共生する持続可能な県土利用といった、総合的な土地の有効活用や、管理の質を高めていくことが益々重要になってまいります。

本日の審議会では、はじめに報告事項といたしまして、この1年間の林地開発の許可や完了した案件6件について報告をさせていただき、引き続き過去の審議、報告案件、現況調査の結果についてご報告をさせていただくようになっております。

その後、ワーキングで検討していただきました、高知県土地利用基本計画について、座長の委員からご報告をいただき、皆様にご意見をお伺いするとともに、今後の方向性についてご議論をいただきたいと思います。

委員の皆様には、活発、かつ適切なお審議をいただきますとともに、今後とも県政の推進にご支援を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお祈いします。

土木部長、村田重雄。代読、土木技術監、弘嶋でございました。

よろしくお祈いします。

(司会)

続きまして、会長、ご挨拶を一言、お祈いします。

(笹原会長)

今回、新任の委員がご欠席ということで、皆さん、もう2回目以上でございます。

この高知県国土利用計画審議会につきましては、先ほど、弘嶋土木技術監のというか、土木部長のご挨拶にもありましたように、県の適正な土地利用について検討するというところでございます。ただし、いろいろ、実際の土地利用の審査というのは、例えば、森林法では治山林道課さんとか、そういう各課の所管の法律に基づいて行う。その調整後のものが本審議会に出てまいるということで、なかなかこの審議会も実際に持つて実権が少ないというところで、皆さん、非常にいろいろご不満があると思います。制限もある審議会ではございますが、いつもお祈いしているように、ご忌憚のないご意見をどんどん出していただければありがたいと思います。諦めずにどんどん、どんどん意見を出していきましょう。

ただし、毎回、毎回、審議会の時間、1時間ぐらい超過しているの、超過時間をでき

るだけ短くするために、発言は前もって頭の中で整理いただいて、できるだけ短く簡潔にお願いしたいと思います。

そういうことで今日も審議のご協力をお願いしたいと思います。

(司会)

会長、ありがとうございました。

土木技術監の弘嶋でございますが、所用のため、ここで退席させていただきます。

《弘嶋土木技術監 退席》

(司会)

今年の資料なんですけど、お手元にありますインデックスの数を見てわかるように、結構ボリュームがあります。進行する途中で配付漏れがあれば対応しますので、都度お申しつけください。

会長からお話もありましたが、前回の審議会後、異動により1名の委員を新たに委嘱させていただきます。

お手元の資料の国土審の委員の名簿の中で、前任の田内委員から徳弘委員に代わっております。高知県農業協同組合中央会の参事であります。本日は欠席されております。

続きまして、本日の出席委員数をご報告します。

本日の審議会には、12名の委員の出席をいただいております。これは、定数15名の半数以上を満たしておりますので、当審議会条例第5条第3項に定められております「2分の1以上の出席」により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

国土審の条例と運営要領も中に資料として添付しております。

なお、本審議会は、「高知県審議会等の公開に関する指針」及び「高知県国土利用計画審議会運営要領」によりまして公開することとなっております。ご了承ください。

それでは、議事のほうに入りたいと思います。会議の進行につきましては、審議会の条例によりまして、会長にお願いすることになっております。それでは、以降の進行につきましては、会長のほうにお願いしたいと思います。先生、よろしく願いいたします。

3 議事

(笹原会長)

はい。わかりました。会議録の署名人でございますが、ちょっと頭を悩ませまして、どうしようかな。野津山委員と畠中委員にお願いしたいところでございますが、いかがでしょうか。よろしいですか。局長、お願いしますね。畠中さんもお願いします。

そうしましたら、その2名ということでお願いします。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

よろしいですか。そうしましたら実際の議事に入ってまいります。

次第をご覧ください。

「3. 議題」です。まず、(1)を見るといきなり報告事項になってございますが、これは、例年の高知県土地利用基本計画の変更に関する知事からの諮問案件はございません。ですから、まずは土地利用基本計画について、私どものためにおさらいをしてから、報告事項から入りたいと思います。

そうしましたら土地利用基本計画についてのおさらい、まず事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

(事務局 杉本課長補佐)

はい。事務局、用地対策課課長補佐の杉本でございます。申し訳ございません。本日は黒石のほうがインフルエンザに罹患しまして、欠席となっておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

それではお手元の資料1、赤インデックスの「資料1」をめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

土地利用基本計画でございますが、二段立てになっております計画書と計画図で構成されておまして、国が定めます国土利用計画を基本といたしまして、都道府県が作成をしております。

計画書につきましては、本県では、平成20年7月、第4次の全国の計画を受けまして、23年3月に策定をしております。計画図につきましては、本来、先ほど会長が申し上げていただきましたが、審議する内容によって変更しておりますが、個別法によりまして、区域の変更案件がございましたらその都度変更しておるところでございます。近年計画図のほうは毎年変更している状況でございます。

それではめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

その役割についてでございますが、各個別法に基づいて定められております諸計画の上位計画に位置づけられております、それぞれの諸計画の総合調整の役割を果たしますとともに、県土の利用計画の基本方針を示すものでございます。

また、国土利用計画法では、土地取引や遊休土地に対しまして、土地の利用目的について勧告をしたり、是正をしたりということができる制度がございます。土地の有効活用につきましては、指針となるものでございまして、各個別法の規制につきましても、その基本方針を示すものとなっております。

続きまして、4ページでございます。

計画書としましては、土地利用に関する基本的な方針や都市地域や農業地域など、五地域に区分をしました土地利用調整指針を定めております。その五地域の範囲を示したものは、5万分の1の図面で構成しております、高知県では6枚の地図になってございます。

めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

本日、審議変更案件はございませんが、審議会へお諮りする時期について記載をしてございます。

個別法によります地域・区域を変更する場合は、それと同時、もしくはその計画決定前に土地利用計画の図面を変更することとされております。なお、森林地域につきましては、同様の取り扱いとなるのですが、地域森林計画の変更は、伐採もしくは造成等、開発行為が完了後に行われるため、事後追認になることから、林地開発許可等の処分後のタイミングで当審議会に報告をさせていただいておるところでございます。そして、開発行為完了後に土地利用基本計画の図面を変更する審議をお願いしております。

土地利用基本計画の大まかな概要につきましてもの説明は以上でございます。

(笹原会長)

ありがとうございました。

今、土地利用基本計画について簡単にご説明ございました。何かご質問、ご意見等々ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、今回の報告事項に入ってまいりたいと思います。

報告事項が6件あるんですが、まず、1番目、室戸の例からご報告をお願いしたいと思います。

(事務局 杉本課長補佐)

はい。それでは説明をさせていただきます。

報告案件についてですが、資料の1、先ほどの続きでございます、6ページをご覧ください。

「2 土地利用基本計画の報告事項について」という見出しから始まっております。今回、報告させていただくものについては、林地開発許可等の状況を載せてございます。

今回は、その6ページの1から6で振っておりますが、室戸市、須崎市、梶原町の林地開発許可の3件と、安芸市、黒潮町の国道工事の協議案件2件、大月町の林地開発の完了案件の1件の計6件についてご報告をさせていただきます。

それでは、7ページ、次のページをめくっていただけますでしょうか。

まず、報告番号1、室戸森林地域(縮小)というものでございます。本件につきましては、昨年度の当審議会に諮問を行いまして、答申を受け、図面を変更しております。場所は、この7ページの右の航空写真、位置図を見ていただければわかるのですが、室戸市の西の端、奈半利町に隣接する室戸市羽根地区の山腹の赤い丸で囲んでございます部分でござ

ざいます。

今回の森林法の開発許可の変更にかかる森林地域の縮小面積が7haでございます。変更の理由としましては、太陽光発電施設の造成面積の拡大にかかる他用途転用により、森林地域を縮小しようとするものでございます。

他の四地域との重複はございません。

その左の図面のほうを見ていただけますか。現在の国のLUCKYというシステムで公開されております土地利用計画図に今回の変更場所を黄色で示しております。ちょっと見づらいのですが、真ん中のあたりに黄色く塗られた部分が今回の変更部分でございます。緑の斜線の部分が森林地域を示しておりますが、真ん中の黄色い斜線がない部分は、昨年度答申をいただきまして、図面を変更した白地地域ということになっております。

ちょっとこの図面の凡例がわかりにくいと思います。本日、差し込みで追加資料といたしまして、「土地利用基本計画図の凡例」というものを1枚紙でお配りしております。それも参考にしながら見ていただければ幸いです。

続きまして、8ページをご覧くださいませでしょうか。

事業者の開発の関係でございます。作成しました図面上に今回の変更箇所を示したものでございます。形質を変更する森林ということで、黄色い枠で囲んだ部分でございますが、これが今回の変更でございます。

事業の概要としましては、大阪に本社がございます民間事業者が28MW（メガワット）規模の太陽光発電を目的として造成工事を行うものでございます。本件につきましては、開発面積が10ha以上でございますため、用地対策課所管の高知県土地基本条例の手続きを経た後、平成29年4月に森林法の開発許可を受けております。そこから工事を開始しており、平成31年、今年の4月に開発行為の完了を予定しているところでございます。

図面の非常に細かいところなんですが、オレンジ色の四角の枠、これがパネルを設置するエリアでございます。形質を変更する森林に相当する部分です。この事業の残置森林面積を加えました事業区域は、117.6haとなっております。

めくっていただきまして9ページをご覧くださいませでしょうか。

この9ページの図面は、県の防災マップに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地等の範囲が示されたものでございます。赤い丸で開発エリアを大まかに示してございますが、他の案件も同様でございます。防災マップの黒い枠に赤い枠のところは砂防指定地域にすべて入っているところでございます。

その砂防指定地の考え方につきましては、次の10ページ、11ページに補足説明として内容を記載してございます。詳細な説明は省略させていただきますが、後で参考のためにご覧いただければと思います。

それでは、9ページに戻りまして、ご確認いただけますように、事業全体区域、先ほど申しましたように、砂防法に基づく砂防指定地となっております。砂防指定地内で施設、または工作物の新築、改築、土地の掘削、盛土、切土等の制限行為を行う場合には、知事

の許可が必要となります。事業者は高知県砂防指定地管理条例に基づく制限行為許可を平成 29 年 4 月に、森林法の開発許可と同日付で受けてございます。

本件の場合、森林地域の変更に伴う手続きにより、当該のエリアは森林地域ではなくなり、五法のどの地域からも外れる白地となりますが、砂防指定地としての変更はございませんので、将来の 2 次的な開発の際にも砂防指定地管理条例に定める制限行為に該当する場合には、条例に基づく開発許可が必要となるという案件になります。

報告番号 1 の室戸森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

そうしましたら、この 1、室戸森林地域の縮小、ご報告でございますが、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。昨年度、審議した案件でございますね。

(事務局 畠中チーフ)

そうです。

(笹原会長)

皆さん、覚えていらっしゃるかと思います。非常に面積が大きいものですが、何かございますでしょうか。

ご説明の中で、この 9 ページですか、砂防指定地指定、砂防指定地の中で開発行為を行っているということで、これ、砂防指定地の審議、非常に厳しいので、もし仮に森林地域を外れたとしても今後、土木部の防災砂防課、砂防のほうで見ていきますので、その意味では監視ができるということかと思えます。

そうしましたらよろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

はい。そうしましたら次に、報告番号 2 番、須崎森林地域にいきたいと思います。では、事務局、お願いします。

(事務局 杉本課長補佐)

はい。それでは 12 ページをご覧ください。1 枚めくっていただくことになります。

報告番号 2 番、須崎森林地域に係る報告でございます。

場所でございますが、右側の位置図を見ていただければわかります。須崎市押岡にごさ

います住友大阪セメント、非常に大きな工場でございますが、その工場の北側、県道 32 号線沿いの森林になります。(参考：後で、23 号線と発言を訂正しています)

開発にかかる面積は、約 1 ha。変更の理由としましては、開発地に隣接した県道沿いで運送業を営んでおります民間事業者が後背地の高台に移転するための事業用地として造成し、他用途に転用しようとするもので、森林地域を縮小する予定となっております。

他地域との重複状況でございますが、用途の定めのない都市地域、それと農用地区域を含まない農業地域となっております。

めくっていただきまして 13 ページをお願いいたします。

事業の概要でございます。内容としましては、民間事業者が、駐車場および事務所の高台移転を目的といたしまして開発を行うものでございます。平成 30 年 8 月に林地開発の許可を受けまして、事業期間としては 3 年間の予定で工事を行うということになっております。事業区域は 2.5ha、今回形質を変更する森林は約 1.5ha となります。

14 ページには、開発エリアを赤い丸で囲んだ防災マップのほうもあわせて載せております。若干、黄色の急傾斜地の崩壊の危険区域には入りますが、大部分は白地の山林というような格好になってございます。

形質変更する部分は、手前の 13 ページの位置図の黄色の部分が平地の造成部分、緑地として残す部分が薄い緑色、残置森林もしくは土羽として残る部分が濃い緑という格好になってございます。

説明は以上でございます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

報告番号 2 番、これは、報告ではございますが、審議の前の情報提供という位置づけでよろしいですね。はい。森林法のほうは、確か、開発行為の終了後に審議になりますので、その前の情報提供としての報告ですので、少し厳しく見ていただければ幸いです。いかがでしょうか。ご意見、ございますでしょうか。

1 ha ということで、これ、ギリギリということですね。ギリギリですね。よろしいでしょうか。

じゃあ、ちょっと私から一点。今の事務局のご説明で、14 ページ、急傾斜地の崩壊、これは多分、土砂災害警戒区域にかかっているという話があったんですが、丸が急傾斜地の崩壊にかかっているだけで、おそらく上の 13 ページの図面を見ると、この事業区域は、尾根の裏になりますので、おそらくかかっているのではないかと思います。これ、ちょっとまたご確認いただいて、事後で結構ですから皆さんにご報告ください。

そうしましたらよろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

そうしましたら、次、報告番号の3番ですね。梶原森林地域、事務局、お願いします。

(事務局 杉本課長補佐)

はい。すいません。先ほど報告番号2番のほうで若干説明に間違いがございました。県道の路線名ですけれども、32と申しあげましたけれども、23号の間違いでございましたので、申し訳ございません。訂正しておきます。

それでは、続きまして、15ページをご覧ください。

報告番号3番、梶原森林地域の縮小になる案件でございます。

場所は右側の位置図に示しておりますとおりでございます。梶原町の北東部で、津野町との境界に近く、梶原町上折渡という地区でございます。

開発にかかる森林面積は約4ha。変更理由としましては、民間事業者が岩石の採取を目的としまして開発を行っております他用途転用によりまして、森林地域の縮小予定となっております。他の地域との重複はございません。

16ページ、次の下の図面を見ていただければいいんですが、津野町にございます民間事業者の梶原町における採石事業地で、昭和63年から森林法の開発許可を受けまして開発を行っております。今回で5回目の変更許可となります。

本事業につきましては、報告事例1の室戸市の案件同様、10haを超える開発でございます。用地対策課所管の高知県土地基本条例の手続き中でございまして、事業期間につきましては、林地開発許可の満了年月日を記載しておりますが、採石事業の場合、通常、当該事業地で事業を継続する限り、林地開発許可の期間延長などの変更等の手続きを行い続けるということになります。

開発面積拡大の場合は、今回のようにご報告をさせていただいておりますが、当審議会に諮問し、土地利用基本計画図の変更するタイミングは、事業完了の時期となりますので相当程度先となろうかと思っております。

17ページをご覧ください。防災マップのほうにも赤い丸で大体の位置図を示しております。

報告番号3の梶原森林地域の縮小に関する報告は以上でございます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございます。

そうしましたら、報告番号の3番、梶原森林地域、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。採石場ということで、かなり長い間これからかかるということですね。それまで審議にはかからないということで、この報告の時点で少し見ておく必要があるということでございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

そうしましたら、次が報告番号4番、安芸森林地域の縮小でございます。事務局、お願いします。

(事務局 杉本課長補佐)

事務局から説明させていただきます。18ページをご覧ください。

報告番号4、安芸森林地域(縮小)でございます。

場所は、右下に位置図を示してございますが、西は安芸市矢流のレストラン矢流のあたりから、東は安芸市にございます安芸漁協付近までの区間になります。

事業としましては、国土交通省土佐国道事務所の事業で、一般国道55号南国安芸道路、芸西西インターから安芸西インター(仮称)の部分の事業と、一般国道55号安芸道路(第2工区)の新設事業でございます。

平成30年4月20日付けで協議があったものでございまして、事業期間は2026年3月31日までの予定となっております。

19ページをご覧ください。

今回の場合、道路事業のため、非常に延長が長くなってございます。図面が非常に見にくくなっておりまして、19ページの左上のほうから順次、安芸市の中心部に向かう方向になっておりまして、非常に長い図面を付けさせていただいております。事業区域の面積が約28ha、その中で変更しようとする森林区域の変更部分は6.2haとなっております。黄色い枠で形質を変更する森林としまして、矢印を何箇所か記載させていただいておりますが、全体の中で部分的に森林地域の縮小がかかっているという状況でございます。

続きまして、20ページには、防災マップ上に赤い線で位置図を示させていただいております。穴内地区の海岸部を通るということで、非常に長い路線になってございます。一部には、急傾斜地の崩壊地域等も入ってございますが、こういう地域には必要な道路ということになると思います。

それで、本審議会で諮問並びに報告案件としておりますのは、縮尺5万分の1の土地利用計画図に反映できる大きさ、実測上でいいますと、100メートル四方の正方形、1ha以上の面積で行われる開発行為でございます。例えば、報告番号4に出てきますもの、次の報告番号5番、6番のような風力発電の事業のように、幅が狭く、計画図に変更位置の反映ができないものは対象としてございませぬ。しかしながら、面としての開発範囲は狭いといいますが、開発面積にかかる面積が大きくなりましたら当然ながら土地利用計画図上、影響も大きいということになりますので、本審議に報告をさせていただいております。

報告番号4の安芸森林地域に係る報告は以上でございます。

(笹原会長)

はい。ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

線状の道路をつくるのに、何でこんなに6haもあるんだということなんですが、19ページを見ると割と森林地域が広がっていますが、これ、山を切るなのでその分、面積が広がるということでございます。いかがでしょうか。

《「なし」の声あり》

(笹原会長)

あと一つ、20ページで、土砂災害警戒区域をこれ、突っ切ることになってるんですけど、土砂災害警戒区域の内部で土地利用の変更をするときには、何か協議が必要なんでしょうか。所管が土木部になると思いますが。

(事務局 畠中チーフ)

ちょっと防災砂防課に確認をしないと明確なことは言えないですが、基本的に公共事業ですので、農地に関して言えば農地の転用も要りませんので、同様にちょっと手続き的には必要ないかなと考えていますけど、すみません。ちょっと確認します。

(笹原会長)

はい。お願いします。
よろしいですか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

そうしましたら次、報告番号5番です。また同様に、道路でございます。黒潮森林地域の縮小でございます。事務局、お願いします。

(事務局 杉本課長補佐)

はい。それでは、報告番号5番、21ページをご覧ください。

黒潮森林地域の縮小でございますが、場所は位置図に示しております黒潮町佐賀にございます土佐佐賀温泉こぶしのさとの東側の山でございます。

国土交通省の中村河川国道事務所が行う事業で、一般国道56号窪川佐賀道路(佐賀工区)の新設になります。昨年11月17日に開通しました片坂バイパスの黒潮拳ノ川インターチェンジの南側の道路部分になります。

22 ページをご覧ください。写真と図面を掲載させていただいております。その写真と図面とで北側の方向が若干違ってございます。ズレておりますので見づらくなってございます。申し訳ございません。

まず、右の図面の黄色の着色部分が形質を変更する森林地域でございます。事業区域の面積は約 6.4ha で、形質を変更します森林は 3.3ha となっております。

23 ページをご覧くださいませでしょうか。

防災マップのほうに大体の位置図を掲載してございます。中心部の赤い丸になる部分は大体の位置でございます。

報告番号 5 番の黒潮森林地域の縮小に関する報告は以上でございます。

(笹原会長)

はい。報告番号 5 番、ご質問、ご意見等々ございますでしょうか。ここも道路の切土をするので比較的面積が大きくなるということでございます。よろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

そうしましたら、次、最後の報告番号 6 番でございます。大月森林地域の縮小、また、事務局、お願いします。

(事務局 杉本課長補佐)

はい。それでは説明させていただきます。

報告番号 6、大月森林地域の縮小に関する報告でございます。本件は、27 年度の当審議会に報告したもので、平成 30 年 4 月 13 日に事業の完了確認がされたものでご報告をさせていただきます。

場所は、大月町の大洞山の尾根沿いに弘見、鉾土、橘浦、頭集にまたがったエリアとなっております。森林地域の縮小変更面積は 17ha で、変更理由としましては、風力発電施設及び作業道として利用することによるものでございます。

他地域との重複状況でございますが、農用地区域を含まない農業地域となっております。続きまして、25 ページをご覧ください。

本事業につきましては、左下に書いてございます事業主体、本風力発電事業の建設・運営にかかる会社でございますが、この事業を運営するために設立されました特定目的会社でございます、民間事業者が事業主体となっております。

事業目的は、風力発電所の建設及びこれに付随する作業道及び組立ヤードの築造でございます。形質を変更する森林面積が 17ha あることから、高知県土地基本条例にかかる事前協議、森林審議会を経まして、平成 27 年 8 月に森林法の開発許可を受けて開発を行ってお

りました。

施設の概要としましては、風車の数が11基、1基あたり3MWの出力で、総出力は約33MWとなっております。作業道の延長が、幹線で6,715.7m、支線で779mとなっております。

26ページの防災マップに大体の位置図を赤い線で示しております。

ちなみに、もう1ページ、めくっていただきまして、27ページをご覧くださいませでしょうか。事業者のほうから提出していただきました風力発電所の完成写真を載せてございます。尾根伝いに風車が並んでおるといった状況でございます。

報告番号6の大月森林地域の縮小に係る報告は以上でございます。

(笹原会長)

はい。ご意見、ご質問でございますでしょうか。平成27年の報告案件で覚えていらっしゃる方も多いかと思います。よろしいですか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

そうしましたらこれで一応、6件、土地利用基本上の報告事項をいただきました。

資料を見ると、次に資料1の28ページの過去の審議うんぬんでございますが、これ、土地利用計画上の法律に則った報告ではございませんが、昨年来まで私ども委員の間から過去の報告審議案件の継続的なモニタリングをできるだけ行ってくださいということで、用地対策課さん、高知県さんのほうが非常にご努力をいただいて、そういうフォローの調査をされておられます。

それについて、法律には基づいておりませんから報告という言葉は使いたくないんですが、現況のレポートをお願いしたいと思います。

(事務局 杉本課長補佐)

はい。会長、ありがとうございます。

過去の審議報告案件の現況、現況状況がどうなっているかということでございます。初めに、簡単に経緯をご説明させていただきます。

先ほど会長からもご報告がございましたとおり、変更にかかります開発案件につきましては、許可の担当課において完了検査を行いまして、土地利用基本計画図を変更した時点で手続きは完結しております。それ以後につきましては確認をしてございませんでした。しかしながら、平成25年度の審議会におきまして、委員の方から開発許可後の土地の状況がどうなのか。適切に利用がされているのかどうかというところでチェックをしていくことも必要ではないかということでご意見をいただきました。

そういうことをごさいますて、平成 26 年度には、過去に審議会に諮問をさせていただいた案件につき、平成 13 年から 23 年度の 11 箇所について報告を行ったところをごさいます。今回も過去の案件につきまして一部ご報告をとということで掲載をしております。

28 ページをご覧くださいませうでしょうか。過去の諮問報告案件の中から今回報告する案件は、13 件をごさいます。地名と事業目的、右側の高知県の地図上に大まかな位置を番号で示してごさいます。

今回の 13 件を選定した基準をごさいまするが、当課で所管しております 10ha 以上の開発案件を対象としました高知県土地基本条例による確認を行った案件。次に、利用目的が事業用地や農地など、他に転用しやすいと思われる案件のうち、現況が確認できた案件についてご報告をさせていただくことになっております。

それでは、めくっていただきませう、29 ページをご覧くださいませうでしょうか。

今回、報告を行います案件ごとに諮問または報告の年度、場所、面積、開発内容、事業者について表にしましたものを掲載してしております。その右端に、確認の時期及び現状についても記載してしております。順次ご報告をさせていただければと思ひます。

①、②をごさいます。昨年度の諮問案件で同一の事業者における開発行為です。昨年度の審議会時点で事業用地となつてごさいました場所を確認しました。確認結果としましては、現在も未利用の状況のままでごさいます。

続きまして、③をごさいます。大豊町のゆとりすとパーク大豊の奥でごさいます、風力発電所の開発でごさいます。造成行為は完了してございませう、風車の据付作業中でごさいます。本年 5 月末には完成の予定で、事業完了しましたら来年度の審議会でご報告をさせていただく予定でごさいます。

④につきまして、平成 26 年度にも一度報告させていただいてございませう。新聞等でご存じの方がおられるかもしれませう。高知市と南国市の境、高知市の一宮のところでごさいまするが、蛇紋岩の採取跡地に、県と高知市で工業団地を 3 区画造成いたしてございませう。ほぼ、この 3 区画につきましては分譲先が決定してございませう。なお、東側部分の採石跡地は、今のところ更地のままでごさいます。

続きまして、⑤をごさいます。土佐市の甲原と佐川町との境付近にごさいます山中で、民間事業者が楮畑の造成目的で林地開発許可を受けている案件でごさいます。現地の確認では開発は行われておらず、林地開発許可は開発許可期間の延長がなされているとのことでごさいます。

続きまして、⑥です。日高村にあります産業廃棄物の最終処分場でごさいますエコサイクルセンターの隣接地の蛇紋岩の採石跡地で、民間事業者が現在産業廃棄物の中間処理場として利用してごさいます。

続きまして、⑦をごさいます。四万十町中央インターを下りませう国道 56 号を少し西に走つた左側の山の手で民間事業者が林地開発をしましませう、部分的な完了検査、確認を受けてございませう。現在、確認を受けた場所でホテルが営業されてございませう。

30 ページに移ります。⑧でございます。中土佐町久礼の国道 56 号を久礼坂に上がる左手にある土地でございます。民間事業者が農用地の造成をしたものです。現在確認をしたところ、入り口に開発事業者とは別の民間事業者の看板が設置されております。造成した状況のままで、農用地として利用している状況は今のところございませんでした。

続きまして、⑨でございます。佐川町の東、日高村との境付近になります。土佐加茂駅の近くで民間業者が事業用地として開発、大部分は開発が完了し、太陽光発電事業が行われております。まだ開発区域全体としては完了しておらず、引き続き造成中と聞いてございます。

続きまして、⑩でございます。高知市池にあります、医療センター南側で民間業者が宅地開発を目的として造成をしており、現在、嵩上げ工事を行っております。

⑪から⑬でございます。それぞれの場所で民間事業者が石灰石を採掘しておりまして、事業の継続を現在も続けてございます。

各年度の報告は、そのときに出た林地開発許可に基づく面積でございまして、開発区域の全体面積を示したものではありません。以上、報告となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

以上、報告という言い方はいたしません。過去の諮問・報告案件の中から現況の報告をいただきました。ご意見、ご質問等々ございますでしょうか。

(委員)

いいですか。

(委員)

それじゃあ、これ、前回から議論になってましたが、この森林開発、許可後、工事をしていないところもあるし、それから、許可の内容で適正利用されていないところもあります。この国土利用（計画）審議会で、こういう遊休地の勧告、是正とか、これは行ってますか。それを含めて、許可内容の工事を、まだ全然未着工とか。それから、許可の中身を、これ、部分的と書いてますけど、どのぐらい開発工事してるかわからないですが、その大幅な修正。例えば、10ha を 1 ha しか造成工事してないとかいうようなのをチェックして、その後、勧告とか、指導とかいうのはどうでしょう？

(笹原会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局 畠中チーフ)

国土利用計画法の中で、土地の利用目的を審査する事務がないわけではないです。一定の規模の土地の売買は、国土利用計画法上、届け出が要りますので、で、届け出が出てきたときに、利用目的を当然書いてきてくれるんですけど、その利用目的について、なかなか良い、悪いということは、その取り引きの中で言えるということは、ほぼ現実、実務上はありません。

過去にその利用目的とか、価格審査をした例はあるんですけど、それは土地の価格が高騰して、一定、その価格をモニタリングするような区域を設けて、土地の売買する前に、一定、許可制とか、届け出があった時期がありましたので、そのときは、そういう利用目的と価格を含めて審査してましたけど、今は一定の面積の規模の契約した後に事後届けになりますので、実務上、その民間の取り引きに利用目的、いけませんとかいうのは、実際はそういう勧告とかいうのはないです。全国的にもほぼないです。

(委員)

そしたら、はい。もう大体わかってましたが、昔はそういうに対して遊休資産に対して、平成17年ぐらいまでは、土地特別保有税、市街化区域でしたら2,000平米以上の、そういう市税になりますわね、そういう徴収もあって。それで、遊休資産を持ってないというような国土利用計画であったわけですけど、今現在は、こういう開発許可を取って、造成工事とか、開発許可に従った利用をしてなくても、県のほうでは勧告とか指示とかは現実はできてない、してないという、そういう状況ですね。

それ、よくわかります。それで、一応この報告のときに、現場の写真なんかを添付していただいて、今、これぐらいの開発規模であったがこれぐらいしか工事してないとか。例えば、石を採る。この中にありましたが、そこなんか非常に危険な、碎石を採ってるような山もあるんで、そういう写真を撮って、こういうところで一回報告して、その後、適正利用されているかどうかというのをこの審議会が一回チェックすると。その勧告とか、それは県の仕事ですけど、そういう機能がある程度持たせていたほうが。ただ、この文書だけで見てもわれわれ、わからないですから。ということで、お願いします。

(笹原会長)

じゃあ、(事務局、回答を) お願いします。

(事務局 畠中チーフ)

今、お話しさせていただいた13の案件も見には行ってるんですけど、じゃあ、何に基づいて何の法律で何の権限で見に行ってるかといえば、特にその国土利用計画法であたるものはないんです。で、写真も当然、行ったからには撮ってきてるんですけど。その提供も、勝手に写したものをそのまま出していいのかというのがあって、ちょっと控えてるところなんですけど。

繰り返しになりますけど、結局、笹原会長のほうからも話がありましたけど、何か許可に基づいて写真を写しているわけではないですし、何かに基づいて検査しているわけでもないですので、ちょっと写真も出すのはどうかなというところでちょっと控えました。出したほうがわかりやすいというのは、おっしゃるとおりで、イメージがわきませんので、文章で見てもですね。重々わかるんですけど、そういうことでちょっと、こういうことになってます。

(笹原会長)

よろしいですか。

この問題、昨年度までも何回か議論されています。私ども委員としては、非常に興味を持ってというか、危機感を持って見てるところでございますが、今、事務局のご説明にあったように、そもそも法令上の、法律上のそういう権限を持っていない。なおかつ、先ほど委員のご意見に、「われわれの審議会が」という話もあったんですが、審議会とてもその法律に基づいてつくられていますので、やっぱり同様にそこまで権限を持っていない。要は、勝手に人の土地に立ち入って写真を撮るというのは、個人の人権の侵害になりますので、それはなかなか難しいと。そういうことで、こういう表の形で出すという。ですから、県の資料としてはやむを得ないかと思えます。

ただし、何度も何度もお願いしているように、やっぱり意見ははっきり述べていただく。それと、意見をはっきり述べていただいて、議事録には残す。あとは、やり方はちょっと、これは議事録に載せたくない発言ですが、やり方は少し私どもも考える必要があるかと思えます。あまり多くを語るとまずいので、こういう話にさせていただきますので。ご意見をはっきり述べていただけるとありがたいです。そこで終わりにしましょう、この話は。はい。

よろしいですか。今の、いい？

(委員)

ああ。はい。

(笹原会長)

じゃあ、次。

(委員)

報告の④番の一宮の逢坂、布師田とあるところですね。以前、この審議会でも私も意見を述べさせていただきましたけれども、すごく貴重な植物群が残る場所なんですね。それで、今、もう開発して、現状はとにかく自然に配慮した開発はまったくなされてない。まったく無視されています。

今、高知市側は法面なんかの貴重な植物はまったくないです。一番、採石された後、その平らのところは別として、周りの環境をきちんとやっぱりしていただきたいということを述べさせていただいてたんですが、それがまったく生かされてないし。本当に毎日、毎日、私はすぐ目の前で見てるんです。ほんとに無力を感じております。

それと、今、高知市側はめちゃくちゃになったんですけども、東側ですね。まだ、更地って書かれてますよね。南国市側はまだ、去年の秋にちょっと茂っているところをずっと上がってみましたら、高知県のレッドリストに載ってる植物がまだ細々と生きてます。それを何とかやっぱり、あそこしかないというのもあるんですよ。だから、開発されてもほんとに平らなところは仕方ないとして、周りの、何とか生かすような開発の仕方をぜひ各部署、いろんなところと、牧野とか、自然保護に配慮した、自然に配慮した開発をしていただきたいと思って。まだ残っている部分は何とか間に合わせていただきたいと思って。切なる願いです。よろしくお願いします。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

あれですね。先ほどのご意見と同じような話になるかもしれませんが、どこまで何を、勧告ないしは……、命令は無理でしょうけど、できるのかというところ。事務局、いかがでしょうか。われわれの土地利用基本計画上、及び、あとこれは各課にお聞きしたほうがいいのかもしれませんが、各法令に基づくところもできれば手短かに述べていただけるとありがたいです。

まず、国土利用基本計画上、どうなのか、どこまでできるのか。

(事務局 畠中チーフ)

土地利用基本計画も今日後半からまたちょっとその見直しをしますのでお話になるんですけど、個人的な利用だけでも公共的な意味合いが土地については強いので、土地利用基本計画があるというつくりになってるんですけど、高知県の土地利用基本計画自体が具体的な規制でしぼるものじゃなくて、こういう使い方が望ましいというような理念的なものですので、具体的に、この蛇紋岩のあるところをどうしなさい、こうしなさいとかいう、そういうものでは基本的にはないです。そういう規制については、各個別法とか、各個別法に基づく計画に、具体的なところは委ねてるというのが、そういうつくりになってます。

意見は去年もお聞きしましたし、ワーキングでもよくお聞きしてるんですけど、それをどういうかたちで伝えていくかというのは、ちょっとこの法律上とか、そういう中の手続きではちょっと組みづらいというところがあってですね。やっぱり基本的に役所ですので、それぞれ法律の担当で法律に基づいて動いていますので、法律にそういう規制するところがあれば当然それはそういう話があるということでお話はしますが、国土利用計画法上は、そういう具体的な規制の部分というのはちょっと、直接あたるところはないのかなと

いうのがあります。

あと、用地対策課でいえば、一定の、10ha 以上の大規模開発については、地元への説明を義務づけてます。その地元説明、事業者さんが地元の説明をするかたちをとっているんですけど、あわせて、県庁の中の個別法を持つてる課の意見も聞いてますので、そういう環境に対する意見というの、当然、それぞれ担当の部局にお聞きしてますので、そういうかたちで配慮してくださいということはお伝えしてるんですけど、個別のところ、個別に具体的というのあまりないです、具体的なところ、どうやって反映したらいいかなというの、すぐ答えがちょっと、きれいなかたちでちょっと今答えはよう出さないです。

(笹原会長)

そうですね。もしよろしければ、控えておられる各法令所管の中で、ご担当の中で、どこまでものが言えますよ。事例で結構ですから、お話しいただけるとありがたいんですが。では、二宮さん。治山林道課さんか。

(治山林道課 二宮課長)

私、治山林道課の課長をやってます二宮と言います。今年から課長をやらせてもらってますので、うまくしゃべれるかわかりませんが。

林地開発の関係の許可を出すときですけど、一応、その開発を森林が有する4つの機能、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全、こういうようなことについて結局配慮してきちんと計画がなされているかということ審査することにしてます。

今言われましたように、レッドリストに載っている貴重な植物があるというようなところなですけど、私どもは結局いろんなものが、申請が出てきた段階で、ここにはこういうようなものがあるんだから、そここのところはある程度、配慮したやり方、そういうものはやっぱり考えてくださいよというようなお話はできると思います。ただ、それに対して、結局そここのところをこれがあるからこれを止めるというのは、なかなか難しいところはあるんですけど。ただ、今さっき言った住民の方々、いろんな方が話をする中で、こここのところはやっぱり憩いの場になっちゃうとか、そういうようないろいろな話があります。だけどそれを無視してやるというのは、私はいかんと思ってますので、そここのところは、いろいろな話で、開発業者さんに話をしていくというようなやり方をさせていただきたいなと思っております。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

都市計画課、いけますか。都市計画課です。

(都市計画課 清水チーフ)

都市計画課の清水と申します。よろしくお願ひします。

われわれのほうも都市計画区域の中で、都市施設、いわゆる道路であったり、例えば、産業廃棄物施設であったりということ、ある一定の規模を超えるものについては、環境アセスメントというのをやっています。ただ、今回の、例えば、布師田の地区でそれが環境アセスメントやってるのかということ、多分、この規模であったらやってないと思います。4車線の道路であったり、影響が大きなものであればそういったことをやらせていただいているということはあるんですが、この規模でやっているとというのはなかなかないのかなというところで。都市計画でいえば、ちょっとそういうようなことしか今はよう言えません。よろしくお願ひします。

(笹原会長)

ほかの課の方、いかがですか。よろしいですか。

(委員)

そしたらそれにも引っかけられないといたら、ここで言った発言はまったくどこにも届かないということになりますよね。私なんかは、もちろんそういった貴重なものがある。それから植物誌で調査しているわけです。県としてもそういったものを出してるのに、それが規模が小さいからアセスもしない。もうなかったことにするというのは、ほんとに高知県の自然というのは、ほんとに危うい状況に。

大規模に自然公園とかあると守られるんですけど、高知県の自然というのはそうじゃないですよ。割と山、里山にいろんな貴重な植物とか、生き物がいるんです。小規模なところに人間との関わりの中で生きてきている植物たちがどんどん姿を消していったような状況なんです。

そういったことをやっぱり私たちはわかってるから声を出すんですけど、それがそういった法律から何かでまったく消されてしまうというのは、すごく危機を感じています。うちはこうじゃないって、ここは、っていうのを一応そういった、もうデータとして出てくるものは、きちんとやっぱり、逢坂山とかいうので、牧野。

これ、余分かもしれませんが、牧野さんが逢坂峠のあの山で学名を9つ付けてる、確か。9種類のものであそこの山のもので学名付けられてるんですね。それだけ貴重なところなんです。それがもう半分駄目だし、それから刑務所側のほうからもどんどん今、崩されて。そっちは蛇紋岩ではないんですけど、そういった現状、本当に貴重なところが目の前でどんどん破壊されていくのを見るのは、ほんとにもう大変なことなんです。だからそこを皆さん、やっぱり声をぜひ、私の声でもちょっとでも耳を貸す、傾けていただきたいというのが。無視され、無視、うーん、されたくないっていうかね。まあ、自然に関わる者として、自然というのは本当に声を出してくれないから、知ってる者がやっぱり

声を出さないといけないということで、無力とわかってても叫び続けてるわけです。そこをぜひ汲んでいただきたいと思います。

(笹原会長)

はい。じゃあ、都市計画さん。

(都市計画課 清水チーフ)

すいません。私のちょっと説明が悪かったです。都市計画法上、規模によってそういう環境アセスで事前に当然やらないかんもんってあります。それと別に住民への周知、ご理解いただくということで、その計画案ができた段階で説明会とか、あと、そういった住民さんの意見を求めるような公聴会というのも開催をさせていただいております。

われわれもそういう会の中でそういったご意見も当然あります。道路ができて盛土が……、盛土材がすごく多かったり、山切がすごく多いところ、何とかならないのかというようなことを、原案として出した中で修正をさせていただくというのは、もっともなそういう意見がありましたら、そういうことも対応させていただくようにはしています。

(委員)

ありがとうございます。私も一宮の住民ですので、そのときには意見を述べさせていただきました。

(笹原会長)

委員にお話ししたいのは、決してこの場で発言することが無駄ではございません。情報としては入りますので。ですから、諦めずにやっていただくと。

まあ、それはそれとして、手段としては確か先ほど地元説明会が義務づけられていると、土地基本計画上ですね。その場、及び、今、都市計画課さんの話があった、やっぱり同じような地元の公聴会。各法令によって仕組みは違うけれど、そういう地元説明会があるので、そこで意見を述べるというところは手段かと思います。

先ほどのご意見についても同様だと思います。少し地道にやっていかなければいけないのかなと思っております。

ほかにご意見、ご質問、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

そうしましたら諦めずに今後も見えていただきたいと思います。あとは、今後も事務局におかれては、いろいろ制限のある中ですが、この過去の審議・報告案件の現状のレポート

をお願いできれば幸いです。

そうしましたらそういうことで、ちょっと早いんですが、次の審議が大物です。次が土地利用基本計画書の変更になりますので、その前に休憩を入れておきたいと思います。

10分ほど。ですから、今、38分ぐらいですから、48分ぐらいから再開したいと思います。

《休憩》

(笹原会長)

よろしいでしょうか。再開したいと思います。

次が次第でいきますと、議題の(2)番の検討事項「土地利用基本計画書の変更について」でございます。この大物の審議に入っていきたいと思います。

昨年の審議会では実はこの資料3-2の全国計画の3ページ目に一枚のポンチ絵がございます。要は、理想的な土地利用について一枚の簡単なポンチ絵で表してみようという提案が出ました。それで、それならまずはワーキングをつくらうということで、松島委員、中村委員、畠中委員、細川委員、松岡委員、そして山本委員の6名の委員の方をワーキングのメンバーとして選ばせていただきました。そのワーキングの中で、いろいろご検討いただいたものが資料2-1の絵でございます。

一枚の絵なんですけど、実はこの資料2-1のみならず、その後ろ、資料2-2等々も含めてつくっていただきました。これをワーキングの座長の委員のほうからご報告をお願いしたいと思います。

(委員)

はい。そうしたら私のほうからこの一枚のポンチ絵をつくる過程についてお話をしたいと思います。昨年のこの会で、ワーキングで一枚のポンチ絵をつくるということで、指名といいますか、使命を課されまして、検討を始めたところでございます。

まず最初に事務局のほうに5月から8月ぐらいにかけて、各ワーキングの委員のメンバーのところに行って意見を聴取し、それで原案をつくらうということで動いていきました。まず最初にそういうような活動をしました。

しかしなかなか個々の委員の意見をまとめることができず、まずは、誰のために、誰を対象にしてこのポンチ絵をつくるのか。国土利用計画というものをつくって、それで終わりというわけじゃなくて、やっぱりそれを知ってもらわなくちゃいけないだろう。その国土利用計画の中身を最も効率的に、対象は誰と想定して伝えていくのか。そのためにどういったポンチ絵、あるいは資料が必要なのかというところで、まず第1回目のワーキングに臨むに際して、事務局と相談して、国土利用計画の中身を子どもたちにまず知ってもらわなくちゃいけないんじゃないか。将来の、言ったら、子どもたちに土地の利用というものについて考えてもらう。そういった資料をつくったらどうかということで、「土地ってだ

れのもの？」というたたき台の資料、資料の2-2にだいたいいてきれいになったのが出てますけど、このもとになる、土地利用基本計画がなぜつくられているのか、こういった取り決めをなぜつくらなくてはいけないのかというところを、まず子どもたちに伝える資料をつくってみようということで、これをつくりました。

それから、やはり土地利用基本計画をつくっても、あんな長い文章を誰も多分読まないだろうと。大人にとってみてももっとわかりやすいパンフレットをつくったらどうか。国の概要版的なもの。先ほど、3-2の資料にあるポンチ絵を参考にとという話でしたけども、この全国計画じゃなくて、高知県の計画みたいなものをつくったらどうか。それで、資料の3-4に概要イメージ図とありますけども、このもとになる資料をつくって、第1回目のワーキンググループの会議に臨んだところです。

その中で、この3-4の基本計画の概要という話であれば、やはりポンチ絵が必要だろうということで、急遽といいますか、「そんなもの、簡単につくれるよね」とかいう話になって、畠中委員を中心にホワイトボードに絵を描き始めたら、あれよ、あれよという間に案ができ上がってしまいまして、私は何も知らないうちに形ができて、それを高知県版の概要版の後ろに付けようじゃないかという話になってきました。

もとのたたき台というのは、国の3-2の一枚の絵ですけども、それを高知県用にアレンジしようということで、3-2の全国版、こんなの必要ないよね、高知県はこれ、合わないよね、というのをどんどん、どんどん削っていったり、つけ加えたりして、第1回目のワーキング、10月24日に行いましたけども、たたき台の案をつくったといいますか、ホワイトボードに描きなぐりました。

それを今度、事務局のほうで図としてポンチ絵に落としていただいて、それを土台にして、12月5日に再びワーキングでそのポンチ絵を検討しました。

一方、3-2にある「土地ってだれのもの？」というのもこれもちょっとわかりやすいような形というか、もう少し手を加えて、もっと土佐弁なんかも入れて、いいものにしたらどうかという案があって、あわせて検討していこうという話になりました。

また、このポンチ絵を描く中で、重要なテーマについて、さらにそれを子どもたちにもわかりやすく説明する資料をつくったらどうかということで、資料の2-3のような、個々の重要な事項ですね。ポンチ絵の中に青とか、緑とか、橙色の丸印が付けられて並べられている、そういった重要な項目について、個々の課題等の紹介イメージとして、こういった「水田の多面的機能」の漫画風の解説といいますか、紹介の資料をつくられてますけども、そういったものもつくったらどうかということで話が進みました。

そういったポンチ絵をつくっていく中で出てきた高知県特有の重要課題、キーワードを盛り込んで、高知県特有の概要版にしていこう。さらに、その概要版に盛り込んだキーワード等を、本体の基本計画のほうにも盛り込んでいこうということで、ワーキングのほうで話を進めているところでございます。

今回の会議でポンチ絵一枚だけという話にはなっておりません。本来であれば基本計画

ができて、概要版をつかって、それに従ってポンチ絵をつくる。そのポンチ絵を見ながら、個々の課題についての解説を考えていく。そういった流れで作業が進むところですけども、今回のワーキングでは、まったく逆方向と言いますか、まずは高知県の特色、高知の土地利用というのはどういうふうにあるべきかということをもポンチ絵に落とし、その中から高知県特有のキーワード、あるいは課題を抜き出し、それを概要版に反映させ、概要版から今度、本体の基本計画の中にできるだけそれを盛り込んでいこうということで、今、ワーキングのほうで検討を進めているところでございます。

とりあえず、ポンチ絵の案的なものは、でき上がっております。これを今後ワーキングのほうで概要版のほうに反映させ、また、基本計画のほうにもそれを反映させるように事務局と調整していくという作業が残っております。

本来であれば、使命としまして、この完成されたポンチ絵を今日出さなくちゃいけなかったところでございますけれども、今年度はとりあえず、ここで皆さんにこのポンチ絵、これからのワーキングの進め方について、この方向性でいいのか。そういったところをご意見を出していただき、ワーキングのほうに持ち帰ってまた検討を進めたいというふうに考えております。

以上でよろしいでしょうか。長くなりましたけど。申し訳ございません。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

資料2-1、2-2、ポンチ絵、まだ途中版、暫定版ということですね。

(委員)

そうですね。今日の皆さんのご意見をいただいて、今のまとめの方針でよろしいのかどうなのかというところですね。

私たち委員会は無力ですけども、こういった土地利用基本計画というものができて、それがちゃんと計画としてあって、その中で土地利用というものをみんなで考えていきましょう。みんなの資源としての土地を有効活用していきしょうという計画があるんだということを、まず子どもたちに知ってもらおう。あるいは、子どもを通して親に知ってもらうことが重要ではないかということで、ワーキングでは検討を進めているところです。

(笹原会長)

はい。わかりました。

そうすると、資料3-3から後ろ、資料3-3とか3-5とかチラチラ見ていると、高知県の土地利用基本計画の新しいバージョンの案が書いてありますが、これには、今はまだ反映されていないんですね。

(事務局 畠中チーフ)

してないです。

(笹原会長)

してないですね。はい。わかりました。

そうしたら資料3-3、3-5も今日も審議するんですか。

(事務局 畠中チーフ)

これから。

(笹原会長)

これから。

(事務局 畠中チーフ)

まず、去年の審議会で、単に文章だけじゃなくて、わかりやすい一枚の絵をつくりなさいということで、30年度、6名のワーキングメンバーの方にご足労いただいて、案をつくりましたので。この絵も当然、今日せっかくお集まりですので、いろんなご意見いただいて手を入れたいですし、最終的には、先生からお話があったように、この絵からですね、絵も直すけど、当然本文も直さんといかんのですので、絵が充実すればする分だけ、本文のほうもちょっと手を入れていくというように考えていますので、1年先になりますけど、来年の審議会のときには、絵も充実して、それを反映した計画書の本文のほうも案としてきれいにつくっていきたいと。

(笹原会長)

はい。わかりました。

そうしましたら今日は、資料2-1、2-2を中心に審議をするということですね。それと事務局のほうから何か補足説明があればお願いします。

(事務局 畠中チーフ)

補足なんですけど。ワーキングということで、去年の審議会で6名の皆さん、選んでいただいてありがとうございました。

絵はできたんですけど、先生のお話のように、これからまだ作業は残りますので、引き続き、ワーキングに残っていただいといたしますか、ワーキングをそのまま続けていきたいですので、31年度、よろしく願いますというのが、まず一点です。

あと、この絵についてなんですけど、ワーキングでもんだ後に、2回のワーキングが12月に終わった後に、ワーキング6名ですけど、15名の審議会の委員の方々、それぞれにご

意見をいただくということで流しました。それぞれ、委員の方から意見をいただいた分で反映される場所は反映させています。森林の多面的機能とか、生物多様性とか、そういったことも言葉になってしまってるんですけど、2-1を見ると一応反映させる場所は反映させて……。できたら本当は絵にしたかったんですけど、バイオマス発電所もちょっと右のほうには文字も入ってるんですけど。できるだけ文字より絵のほうがいいんじゃないかというご意見もいただいてまして、せっかくですので、文字は減らして絵でイメージでわかるようにしたいんですけど、なかなか絵で描きづらいところは多分文字にしてるんだろうと思うんですけど、反映させております。

あと、意見でいただいているので、資料の2-2のほうになるんですけども、そもそもなぜ土地利用基本計画が要るかということでつくったことの資料なんですけど、当初は、標準語的につくっておったんですけど、ワーキングの中で、もっと高知らしくしたらどうかということで、ちょっと途中で土佐弁に変えたんですけども、逆に土佐弁のほうがちょっとわかりづらいんじゃないか、実際、この土佐弁、使うかというご意見もございましたので、そこも含めて、今日、せっかくお集まりですので、ちょっとそのへんもご意見ただけたら。このままでもいいし、元へ戻してもいいしということで、ちょっとそういう話もありました。

(笹原会長)

わかりました。

そうしましたらこれから審議に入っていきたいと思います。

まず、この資料2-1の絵と、先ほど事務局から絵で全部描けなかったんで字にしちゃったという話もございましたが、それもやむを得ないところだと思います。例えば、森林の多面的機能とか、どうやって絵で描くんだよって話もございますので、言葉になるのかなと思うんですが。ですから、資料2-1の内容についてというのと、あと資料2-2、2-3の土佐弁がどうよ？というところを含めて、内容ですね。

あとは、ちょっと私のほうからお願いしたいのが、例えば、資料3-3、資料3-2もそうですが、おそらく資料3-3、A3の横長ですね、これ、土地利用基本計画の、まだまったく審議していないので、単なるひな形と考えていただければいいんですが、目次になります。この目次を意識しつつ、要は目次を書くためにこの資料2-1のポンチ絵があるんだよと。そういうことになるのかなと思います。目次というのは基本計画の内容ですよね。それを意識しつつ、資料2-1、2-2、2-3のご議論をいただければありがたいと思います。

最後に、ワーキングの31年度までの継続について、ワーキングの委員の皆さんの意思を確認したいと思っています。それは、内容の議論が済んでからしたいと思っています。

そうしましたら、皆さん、資料2-1、2-2、2-3、ポンチ絵ですね。あと、ポンチ絵に描く内容について、いかがでしょうか。ご意見、ご質問いただければ。

(委員)

はい。私、すみません。ちょっと4時には退席させていただきますので、先に意見を言わせていただきます。

(笹原会長)

はい。お願いします。

(委員)

まずは、ワーキングの皆さん、本当にご苦労さまです。大変良くできておりますけども。

私、実は役所におりまして、元々民間の人間なんですけど、今、高知県の町村会長をしております。そういうことで、お役所の感覚は世間の非常識みたいなのがありまして、いわゆる役所言葉。ここの席においでの方は、大学の先生方もおいでるわけですが、本当に一般県民には馴染みにくいというのがまずあります。

例えば、子どもたちという話が最初出ましたけど、この2-1の最初の「みんなが利便性を享受できる」と書いてある。「享受」なんていう言葉は一般的には使わないですよ。皆さんにとったら当たり前の言葉かもしれんけど、普通の住民生活の中では言いません。

それと、それぞれが、括弧がカクカクしてるので、大変難しいというのはよくわかるんですが、まあ、餅は餅屋で、デザインをする方に頼んだらどうですかと私は思います。

それから次に、土佐弁の話なんですけど、高知新聞社のN I Eなんかもずっとやられておりまして、本当に子どもたちが生き生きと新聞を活用しながら勉強しているという現実があります。

「読もっか」というページがあるんですが、私は孫が5人おります。高知県も非常に広うございます。この土佐弁はどっちかというのと、高知市内というか、土佐弁も本当に西から東でまったく違うんで、むしろ「読もっか」ぐらいのあの表現がいいんじゃないかと。

特に今の孫たちの話を聞いておりますと、また、だいぶ感覚が違うんですね。だからこれでいいだろうと思うことが、子どもの腹にストンと落ちないんじゃないかということをお私、ちょっと。これを見て、よくまとめられてご苦労はよくわかるんですが、せつかく苦労してつくったのに、肝心要の子どもに受け入れられなかったら意味がないわけです。だからそこは、どうですか。

また、そういうところをぜひ。ちょっと高知さんなんかのノウハウも取り入れていただいたらどうかと思います。以上です。

(笹原会長)

はい。今のご意見、2つありまして、1つは、この資料2-1、言葉が硬いってことですかね。難しい。

(委員)

と、デザインです。デザイン。

(笹原会長)

それが1つ。デザインについては、去年話をしたように、ある段階になったら、プロに任せるというのもあるんですが、それも含めてその2点ですね。資料2-1については、特に言葉については、少し議論をしなければいけないと思います。

2点目、土佐弁については、ちょっとまた別途、ご意見もお聞きしつつ、あと皆さんのご意見、特にわれわれのような転勤族でない方のご意見をお聞きしながらやっていきたいと思っています。

ですから、土佐弁の話は少し後にしまして、まず、1点目のお話、資料2-1の言葉、使っている言葉、例えば、多面的機能ってどうよ？と。こんな難しい漢字、誰が読むんだということだと思うんですが、このへんいかがでしょうか。あとは、それに関連するご意見あれば。

(委員)

マイク使ったほうがいいでしょうか。

(笹原会長)

お願いします。マイクで。

(委員)

先ほど、ワーキンググループを代表されてました委員からも、計画は誰のために、それから誰に知ってもらいたいのかという、その議論の中で、実は、先ほどおっしゃられた、土佐弁も「読もつか」ぐらいの表現がぼつちりえいがやないか。

で、ワーキンググループの中で私は逆にご提案したのが、こんな子ども向けのパンフレットを県がつくったところでどうやって配布するの？っていうところから、むしろ、「読もつか」のページでこの都市計画っていうのを扱ってみてはくれませんかという。そのほうが広く高知県の子どもたちに高知県の土地利用計画を感じてもらえるんじゃないかっていうことを申し上げたという経緯もあります。その後、検討されていただけているかどうかは別としまして。誰に知って欲しくてつくるのかももちろんですが、どうやって手に届けるのかという、そこもすごく大事なことになるがやないかなと思います。

加えて、委員がおっしゃられた、皆さんも多分違和感を感じてらっしゃるんじゃないかという、この土佐弁がものすごい高知のある特定地域の土佐弁に偏りすぎているのではないかというのは、私もいくつか気になる言い回しもありますので、もうちょい標準語寄り

の、少しだけ語尾が土佐弁のニュアンスというばあがえいがやないろうかと、こてこての土佐弁で意見を言わせていただきたいと思います。

あと、最終的には委員長もおっしゃるように、餅は餅屋の、デザインはデザイナーにということをご希望したいというのが、だんだん、私たちの意見が反映されて、さまざまな要素をこの絵の中に入れてくださってるのはいいんですけど、多分、ネットにある無料の素材を切って貼った、切って貼ったをされているからでしょうが、ものすごいぎくしゃくした絵になってしまっていて、思うところがなかなか伝わらないっていう、ちょっともどかしさを感じております。これは、2-1だけではなく、その後の2-2、2-3に関しましても、大変可愛い絵は使っているんですが、無料の素材を使っているがために、ちょっとちぐはぐな感じがしております。

すみません。とりとめもない意見で。以上です。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

ちょっと土佐弁問題は脇に置いときましょう。

(委員)

そうですね。

(笹原会長)

脇というか、後でやりたいと思います。

(委員)

はい。

(笹原会長)

そうですね。絵だけじゃないですけど、ある時点でプロの方にお任せするというところ。これは去年も話し合ったんですが、まだ確定事項にはなっていないんですが、それは審議会としてそうしたいということでもよろしいですかね。

やっぱり誰も思うのが、ある時点になったらプロだけに任せるのではなくて、プロも一緒に考えていていただくと。それまでは、われわれのぐちゃぐちゃのスケッチでも実はいいと私は思っておったんですが。そういう進め方で、これ、事務局にお聞きしたいんですが、お金が絡みますので。ある時点で、いわゆるデザイン、プロを呼ぶ、委託をかけるというところでもよろしいですかね。まず、これを確認したい。

(事務局 畠中チーフ)

もう 31 年度の予算は組み終わりましたので、32 年度に向けて予算の案で委託料というこ
とで検討します。

(笹原会長)

わかりました。そうか。そしたらそういうことで、ちょっとこれは事務局にご努力をい
ただくということでございます。

あと、中身、どうでしょう。先ほど委員のおっしゃった、使っている言葉の問題。

(委員)

ちょっとよろしいですか。

(笹原会長)

はい。どうぞ。

(委員)

一番最初のこのページですね。「自然を活かした人々の豊かな暮らし」の中で、この一番
右下の、これ、非常に鋭い。われわれ、不動産業界の目から、今、高知県の一番急がんと
いかん課題がこの空き家対策と所有者不明土地なんですよ。これ、非常に高知県も全国
で 2 位ぐらいの空き家率、多分 18%を超えていると思うんですが、今現在で、非常に増え
つつあって、所有者不明土地も非常に急速に増えてます。

これ、なぜかという、デフレになって、不動産価値が下がると相続登記しない。で、
1 代目、2 代目になるとほぼわからなくなる。で、代表相続人は固定資産税課が戸籍謄本
を取るから押えてるけど、一般の方は代表相続人、登記してなかったら戸籍は取れません
ので、調査しようがないので。

一番の課題は、空き家の庭木。例えば、これがもう 5 年、10 年放られて、隣に越境して、
民法上、庭木の枝は切れないんですね、根は切れるけど。それから、もう自然荒廃した家
がこっちへ崩れかかったり、非常に所有者不明地と空き家で、これから大きな問題にな
ると思うんですが、この視点、非常に鋭いんですが、この課題に対して、どこか説明とい
うか、あるかなと思って探してたんですが、これはどちらかに書かれています？ 空き家対策
と所有者不明地に対して。

(笹原会長)

まだ基本計画自体の作文に取りかかっていないので、現行の基本計画に書いてあれば書
いてあるでしょうけれど、ちょっとその議論はまだもう少し先になるのかなと思います。

(委員)

そうか。単純に課題として捉えてると。わかりました。

(笹原会長)

ええ。ですから、資料2-1のポンチ絵というのは、要は基本計画書のための目次というか、キーワードを並べるためのものであるという、私はそう考えておるんですが。ですから具体の基本計画書の中身については、ちょっと今日はまだやめておきたいと思うんですが、いかがですか。

(委員)

はい。構いません。わかりました。

(笹原会長)

ですからその意味では委員のおっしゃった課題の洗い出しですね。空き家対策と所有者不明土地を課題として挙げたということで、それは評価いただいたということで。

(委員)

ええ。これは鋭いご指摘です。

(笹原会長)

ほかにいかがでしょうか。ほかの方。どんどん。じゃあ、お願いします。

(委員)

なんか、あの、予算については、今日のほうがいいみたいなんで。この前もチラッとワーキングのとき、言ったんですけど、そのペーパーレスですよ。いろんなものをペーパーレスするのに、どうも県の中では対応できないみたいなんで、もしあれだったらそれも外注ということになるのかなという感じで。今日の話なんかでもいろんな部署が重なるところで、縦割りで、これは違う、これは違うって言うんじゃないかと、なんか、そういうものを、こう、これもクリックしてそこから落としていくとか、そういうことも考えて。委員会のたびにいっぱい文書も配られるし、あれですけど、そこらへんの対策も、もしかしたら予算を少し取ってもらえればなという気はしますね、と思います。

(笹原会長)

そしたらあれですか。ペーパーレス。内容というよりは、会議資料の話。会議資料だけじゃないのかな？

(委員)

資料だけではなくて、いろんなこの課題というか、もう全部縦割りなんですけど、それをせっかくこういう一枚のものになれば、重層的に見ていくようなことも、そういう発想があればできるんじゃないかなと。それで県のほうに聞いたら、なんかシステムの対応はできないって言われたんで、じゃあ、外注かな。外注で、ちょっと意見を聞くのも外注なのかなという気はするんですけどね。

(笹原会長)

具体的に何をつくるんですか。ちょっとイメージがわからないんですけど。

(委員)

イメージとしたら。

(笹原会長)

例えばで結構ですが。

(委員)

例えばですね、この絵を利用するとしたら、ここの絵で、さっき言葉がわからないとおっしゃっていましたよね。「国土保全」っていったら、国土保全で県の施策に関わることが出てきて、その資料が出てきてというのをずっと追いかけていけるっていう。

(笹原会長)

そういうことか。例えば、「国土保全」、カチャってクリックすると、別のウインドウ開いて、国土保全の何かあれが出てくるとか。

(委員)

そうそう、そうそう。そういうことです。

(笹原会長)

そうか。そうか。今、委員がおっしゃっているのは、この基本計画を例えば、ウェブ上に移してそういうシステムをつくると。

(委員)

そうです。最終的に外注したそのデザイン画が出れば、そこからずっと追いかけていける。極端な話、今までの経過も追いかけていけるぐらいの。何かこの会の意義ってそういうまとめじゃないかなっていう気は、最近してるんですよ。具体的に何かを規制するんじゃなくて。

(笹原会長)

はい。事務局、どうでしょうかね。ただ、基本計画書自体は、これ、多分、法律に基づいて文書をびゃっつつくらなければいけないんで、これはこれだと思っんですよ、これはね。で、資料2-1、2-2、今、ワーキングのメンバーの方がというか、われわれが議論している、これは、お金の問題は別としてそういう対応を取ることは可能ですが、とりあえず、金が絡むので事務局、いかがでしょうか？ どこまでできそうか、それともできないのか。

(事務局 畠中チーフ)

うーん。まずはやっぱり、今年度、土地利用基本計画書の、絵も含めて、紙で計画書をつくりたいと、審議会に出せるように。出し方で、紙だけじゃなくて、ウェブ上で見れたらいいというのは、それは十分わかるんですけど。

(委員)

33年度の予算。

(笹原会長)

というか、見積もりを取らないとわからないですね、それはね。

(事務局 畠中チーフ)

そう。設計せんといかんと思います、多分、今の話だったら。

(笹原会長)

うん。システム設計が必要なので、その見積もり取らないと、いくらというのはわかりませんから議論ができない。

(事務局 畠中チーフ)

その話は、ウェブ上で見やすくするというのはわかりますけど、とりあえずと言いますか、まずは土地利用基本計画を直すというのを国土審でもらいましたので、まずは直す。で、見せ方も検討するということになろうかなと思いますけど。

(委員)

その見せ方の中から発想が変わってくると思うんですよね。縦割りじゃなくて組み合わせていく。

(笹原会長)

ただやっぱり先立つものが必要ですから、そのためにはね。

(委員)

だから 33 年度ぐらいで。

(笹原会長)

というか、見積もりを取らないといけないんで、そこまでの作業は仕方がないと思います。ですから。

(委員)

ただ、システム設計のときに、発注側が何をしたいかということをはっきりさせてないといけないんで、それは基本計画だと思うんですよ。だから基本計画はもちろん一番大事です。

(笹原会長)

基本計画を見せるためのシステム設計ですから、その仕様を当然つくりますので、それは心配ないと思います。見積もり取るんであれば。それはちょっと今後、33 年になるのかどうかわかりませんが、今後検討すると。

すいません。今、事務局がお答えなされたように、ある程度のところまではもう仕方ない、仕方なしに紙ベースでやるということをお願いしたいと思います。多分、そうでないと私どもの一部の方も含めて、あと事務局も含めて対応できないところもございますし、なんと言ってもお金の問題がありますので、そこはご理解いただければありがたいです。

ただ、大事なのは、今のご意見、見せ方、そのシステムを検討するというところは、われわれの仕事として行っていきたいと思います。はい。ありがとうございました。

ほかにご意見、いかがでしょうか。

(委員)

すいません。この両方ですね、2-1 と 2-2 を見ていて、先ほどおっしゃったように、この課題については私たちも取り組んでいる空き家対策だったりとか、そういうところはすごく鋭いところが突っ込んであるんですけども、この絵の中にはそういうマイナス要素がないんですよね。2-2 の話もマイナス要素なしで、ずっと。

まあ、子どもに見せるんだからそのほうが、未来的にというのか、プラスになる要素ばっかしを並べたほうがいいのかもかもしれないけれども、やはり実情は実情としてある程度、あまり子どもがショックを受けない形でいいから、マイナス要素もやはり入れておくべきではないかなっていうふうに、これを見て。こんなに明るい状況じゃないよねって思って、

ちょっと見たので、そのあたりを今後、完成させていくまでの間にお考えいただけたらな
と思いました。

(笹原会長)

ありがとうございました。

そうですね。課題であれば、バラ色であるわけではないので、それをいかに表すかとい
うことですね。

これ、ワーキングの方に少し今のコメントに対して、答えでなくて結構ですけど、何
かございますでしょうか。どなたでも結構です。それかこれはやっぱりワーキング長、今
の意見。

(委員)

あんまり頼りなくて、途中で話がどっかに座礁してワーキングの議事が進まないことが
度々あったんで申し訳なかったんですけども。課題である以上、明るい部分もないとい
うのも確かにそうですけれども、どちらかと言うたら、反面の絵をつくったらいいのかな。
計画なしにやればどうなるよというのがあれば、面白いのかな。

理想と現実というか、何もしなければどういような資源を後世に残すことになるのか
という、そういったものが。また絵を描きましょうか。(笑)

(笹原会長)

お願いします。

(委員)

はい。私も同意見です。特に子どもに示そうとしたらマイナス要素と、それからこれか
らの理想の姿というのが一枚の絵の中に混在してしまうと、子どもでなくても混乱してし
まうと思いますので、土地利用計画というものがきちんと遂行されなかったらこうなっ
ちゃうよ、放つといたら。でも、こういう計画っていうのに根ざして計画を進めていくと、
みんなでそれを進めていくと、こういった社会を目指しているんだよっていうふうに2枚
の絵があるっていうのは、とてもわかりやすく、大人にとってもちゃんとメッセージが
伝わるのではないかなと、委員のご意見を伺っていて思いました。

(笹原会長)

はい。わかりました。

そうしたらちょっとこれはワーキングの方にお問い合わせいたんですが、今、おっしゃった、
これとこれ、ハッピーと。

(委員)

アンハッピー。

(笹原会長)

あっちゃーっていうのと、すべてをいきなり描くのは大変なので、どれか描きやすい課題で、手描きの漫画でも結構ですから、つくってみていただくとありがたいんですが、事例として。

例えば、いきなり空き家だと、空き家って要は家なんで、家の絵を描くだけで空き家だってわかるかなと思いながら聞いてたんですけれど。ですから何か、わかりやすい課題を取って、一例で結構ですから描いてみていただくとかいうことはトライできませんでしょうか。

それで、やっぱり難しいよねっていう話になると、また絵ではない、別の形で、課題と破滅の先とか、それを表すことになると思うんで、まずはちょっとどれだけできそうか、できなさそうかというところを試してみただけないでしょうか。

そうしましたら、代表して、お願いしてよろしいでしょうか。

(委員)

まだワーキングのご指名を受けたというか、来年度もワーキングをするかどうかかわからないですけど、皆さんがやりたいと、やりたいというよりも、あったほうが多分いいだろうとは思いますが。ここに書かれている課題に対して取り組まなかったらこうなるよということですよ、逆に言えばですね。それを絵に表すことができるかどうか。それをまたワーキングのほうで皆さんのご協力を得ながら検討することは可能だと思います。

(笹原会長)

はい。わかりました。ありがとうございますと言っちゃあいけないんだと、今、気づいたのですが。後でワーキングの話はすると言っていたので、まさに初めにおっしゃったとおりですが。

そうしましたら、今のワーキングが今後も続くかどうかかわからないというところはございますが、重要な検討事項として、今のお話ですね。これとこれ、現状と破滅みたいな、絵で描けるかどうか。どう表すかということですね。内容としては、その現状と破滅って言うのか、ほかの対比になるかもしれませんが、それをちょっとご検討いただくということにしたいと思います。

ありがとうございました。じゃあ、委員。

(委員)

森林の関係では、実は今年、非常に大きなことが2つありまして。

1つは森林環境譲与税という税がスタートします。税金を取るのには36年度なんですけど、先にお金の配分は今年の4月から始まって、高知県で言うと7億円が今年度配分されて、だんだん増えていって、21億円。これは、山の手入れとか、木材利用とか、要するに森林とか林業にしか使っちゃいけないお金として、そういう新しい仕組みが入ってきます。

それからもう1つは、市町村森林バンク制度と呼んでますけども、市町村が不動産屋さん、仲介役みたいになって、小規模な林地を集約して、まとめて林業事業体の皆さんに仕事を任せる、経済林をですね。それからなかなか経済的に成り立たないんだけど、水源涵養とか、山地災害防止とか大事だということでは、市町村が自ら手入れをするという、これも法制度なんですけど、同じように4月からスタートするものですから。この県の国土利用計画の中でもそのへんのニュアンスも、高知は（森林面積）84%、日本一ですからぜひ出していただいて、「土地ってだれのもの？」という中にも、ぜひ水田プラス森林の話も取り上げていただくと非常に子どもたちにもわかってもらえていいのかなというふうに思っております。できれば、お願いできればなと思ってます。よろしくお願いします。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。

そうですね。森林の管理に関する話、特に間伐等々のときの所有者の問題ですね。そこに対する対策を国としても行っているということだと思いますが。森林84%の問題も、ずっとそこが高知県の土地利用の特色だよという議論があって、始まってございます。

この84%の森林うんぬんと、右上にありますけど、これ、いち早く、すぐに書くことが決まったと思います。なかなかこの一枚のポンチ絵の中に、今、おっしゃったことが描き切れるかどうかはちょっと検討してみないとわかりませんが、今のご意見、ぜひ基本計画書には触れさせていただきたいと思います。またそのときには、森林管理局、あと県のなんだ、森林なんとか、何部でしたっけ？ ご相談させていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。内容等々で。

ちょっと私から皆さんに問い掛けをしたいのが、例えば、資料2-1のポンチ絵の中で絵に表われているかどうかは別として、文言でも結構です。これが高知の特徴だよというのは、メジャーな特徴ですね、どれになるでしょうか。去年までの議論で、国の全国版のポンチ絵とやっぱり差別化しなきゃいけないねという話がありました。ただ、そうとはいえ、国の土地利用計画においてもやっぱり基本的な問題点、課題は高知県と一緒になんですよね。そういう意味で、別に高知県をPRするのがこの資料2-1のポンチ絵の役割ではないと思うんですが、この中で高知県の主要な課題はこれだというのは、どれになりますかね。

先ほど、委員から空き家対策、所有者不明土地、右下に書いてあるよ、これ、大事だよねという指摘もいただいたんですが。

要は、そういう高知のメジャーな課題の書き方というのが、これでいいのかどうか。例えばですよ、空き家対策っていうのが右下に書いてある。これ、絵に描けないからこうしたんですかね？ そのへんの経緯はわからないんですけど。

例えば、「森林の有する多面的機能の発揮に向けた整備と保全」とか、こう絵の中に書いてあると重要そうに見える。だけど凡例の中に「空き家対策」と書いてあると、何かちょっと重要度が欠けるように見えるとかですね。

ちょっと私、先ほどのお話をお聞きしながら思ったんですが。そういう意味でどうでしょうかね。高知のメジャーな課題というのは、この中に十分に描き入れているかどうか。これ、皆さんにお聞きしたいところがございますが。

(委員)

いいですか。ごめんなさい。この絵っていうのは、多分、資料3-2に全国的なモデルの絵があるわけなんですけど、これと照らし合わせて、高知の特徴は？というので、平野部と山間部の面積の比率がほぼ同じで描かれているところが高知らしくないのかなってずっと気になってまして。

本当は、先ほどから出ている84%の森を言うのだったら、多分、この紙面上、3分の2ぐらいが「山」みたいな。折り重なるような、山の中に家々があるとか、集落があるとか、そういう上流域の暮らしているのも、多分、本日の前半で森林面積を削ったとか、道路のために道を削る必要があるなんていうのもそういう山間部の暮らしているのがかなり大きな面積であるかと思しますので、もしかしたらこの山が3つばあしかないが、本当は倍ばあになってもえいがやないかっていうぐらい、ぐっと森林部分、下まで下ろすというのが高知の特性をまず一つ言い表すところになるのではないかなと思います。

(笹原会長)

わかりました。はい。森林というか、中山間地ということですね。

(委員)

そうです。そうです。

(笹原会長)

そうすると、中山間地に関わる問題、例えば、中山間地の過疎とか、そういう課題がもう少し入り込むといいのかなと。よく見ると真ん中の上のHの下に「集落活動センターを核とする小さな拠点の形成」って書いてあるんですが、これはある意味、課題というよりは、解決手段ですので、やっぱり中山間地の問題。過疎化。

(委員)

山の向こうにいっぱいある気がして。

(笹原会長)

少し、そうですね。ですから、いずれにしても課題もその文言も含めて、中山間地を少し充実すると。個人的にはこの山の数、倍と言わず、3倍ぐらいにさせていただけると。

(委員)

はい。

(笹原会長)

そうすると平地がなくなるので、ちょっとやり過ぎですけど。はい。ありがとうございます。

ほかにご意見、いかがでしょうか。委員、議論に参加して何かいかがですか。

(委員)

はい。先ほど絵を2枚にしてみたらという提案があったと思うんですけども、課題のこの空き家対策とか、所有者不明土地というのは、そっちのもう一つの地獄絵図のほうに、こんなになっちゃいますよというほうでいくだけでも表現できるのかなと。最初、この絵をつくろうと言ったときの僕のイメージの中では、あくまでもどちらかというと理想像に近いほうの絵なのかなと思っていたので、そちらの悪いほうの面も、課題もたくさん絵のほうに落としていこうというイメージは、ちょっと僕の中にはなかったもので、今初めて、ああ、そういう2枚の絵という表現の仕方があるなど。

最初にこの一枚の絵をつくろうというときも僕は個人的には、高知らしくというのであれば、もっと賑やかなというか、賑わった、もうちょっとくだけたワイワイした絵でもいいのかなというふうには思っていたんですけども、それもまたデザイナーとか、プロの方をお願いするという話になれば、そのへんもいろいろこちらからご提案できるのかなと思っているんですけど。今日の今までちょっと予算の関係でそれはかなわないというふうに僕の中で捉えていたので、今後、それを検討していくことになるのかなというふうに思いました。以上です。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

そうですね。天国と地獄の対比、これは、言うは易し、描くのは難しいかもわかりませんが、いろいろご検討いただければありがたいと思います。大変だと思いますがよろしくお願いします。何かございましたら。

(委員)

ポンチ絵、なかなかわかりやすいと思うんですけど、私のこの委員会に出てきて、ずっとこの今までの議論の中で、これぐらい堅苦しい規則というか、法律といいますか、ないようなイメージ。それで、議論の中身も、森林地区を削って、特に最近太陽光が多い。そういうようなことばっかしの会という中身からいうたら、妙にこのポンチ絵が明るすぎるというか。この計画をわかりやすくするポンチ絵じゃないといかんがじゃないろうかというような。

さっき委員長が言われたように、ポンチ絵から次、計画を考えるというようにお話でしたけど、計画がわかりづらいからそれをわかりやすくするためのポンチ絵ということに、イマイチなってないんじゃないろうかという。このポンチ絵自体は、非常にわかりやすくていいんですが、と思ってます。

(笹原会長)

はい。わかりました。そうですね。常日頃の審議、今日の休憩前の審議は四角四面の顔をして、頭をうーんとひねって、顔をしかめながら発言するということが続いて、それがある意味、私どもの県の国土土地利用計画でございます。ですから課題満載なわけですね。ですから、ポンチ絵はポンチ絵として、今のご意見というのは、やっぱり課題を前面に、もっと積極的に書きましょと。

そうですね。基本計画書を書くときもやっぱり課題を書かないと基本計画、書けるわけがないので、非常に重要なお話だと思います。先ほどおっしゃった地獄絵図ですね。絵になかなかならないところもあるかもしれませんが、そういう方向で少し議論をしたいと思います。

あとは、先ほどの土佐弁の話は後でたっぷりやりますので。

(委員)

わかりました。先ほど言われたように、やっぱり基本計画が先にあって、その理解を助けるためのポンチ絵であるというのが第一義だと思います。

この会のこのポンチ絵は、過去2回のワーキングでそれぞれのメンバーが思っていることをばらばらと言い合って、それを全国版の3-2のポンチ絵をもとに落とし込んだというのがこのポンチ絵でございます。

例えば、デザイン上で言いますと、山のほうに緑に赤い字で書かれてますけども、これなんかは赤緑色盲の方は絶対見えないわけで、こういったところはやっぱりプロの手にお任せしたほうがいいのかというふうに思います。

それからポンチ絵そのものは、「土地ってだれのもの？」という、2ページ目からとはちよっと趣が違いまして、必ずしも子どもさんに見せるためにつくっておるものではないというふうに認識をしております。ただ、おっしゃったように、行政用語ですか、硬いところが多々ございますので、このあたりはやっぱり直していくべきかなというふうに思っ

おります。

そうですね。先ほど大変、「読もっか」のことを複数の委員さんが言っていただきまして、本当にありがとうございます。あのページでどういうふうなことができるかというのは、また基本計画ができてからちょっと考えてみたいというふうに思うんですけども、一つ、一般論として言えることは、やっぱりあのページも新聞ですので、単なる広報ではない。基本計画ができたときに、やっぱり編集の中で、咀嚼して、そのうえで伝えるべきところは伝えていくという、そういう作業になろうかと思います。ですから、そのまま計画を右から左に新聞に載せるというようなことはちょっと考えにくいかなというふうに思っております。

ただ、基本計画ができたときに、子どもさんにいかに伝えるかというのは、やっぱり環境教育か何か、あんなところと非常にリンクしてくるような話だと思いますので、そのあたりはまたできたときに考えてみたいというふうに考えております。以上です。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

そうですね。そうしましたら今、「読もっか」の話も出たんで、委員が退席される前に、そろそろ土佐弁問題に入っていきたいと思うんですが。

(委員)

私が。

(笹原会長)

その前にちょっとまとめさせてください。

(委員)

あ、そうですか。はい。

(笹原会長)

そうしたら簡単にまとめをさせていただいて、一部というのか、内容についてまとめさせていただきます。

絵については、ある時点でプロを入れる方向で事務局にもご努力をいただくと。それを前提に、私どもワーキング及びこの審議会メンバーは議論をします。

そうすると、この絵もかなり変わってくる。例えば、山が少ないよねとか、そういう絵自体も変わってくる。これはプロが入る前から変わってくるでしょうねと。

あとは、やっぱり一番重要なのは、先ほどのお話にもございましたが、基本計画、そんなにバラ色じゃないというか、課題がまずあるべきだということで、そこは委員の言葉を

使うと「地獄絵図」、あと、「2枚の対比」、それで表していくという作業を少ししていきたいと思います。

大筋そんなところで、ほかにもいろいろ重要なご意見がございましたが。あとは、議事録ができたときに、みんなで確認をいたしましょう。議事録が非常に重要になりますので。議事録の中に私どもの発言がすべて書かれているかどうか、また、後でチェックをお願いしたいと思います。

そうしましたら、土佐弁問題に切り込みたいと思います。では、お願いします。

(委員)

土佐弁の話が出てますけど、うちの新聞の夕刊に「きんこん土佐日記」という四コマ漫画がございまして、これ、全部土佐弁でやってるんですね。ところが難しいことに、「いやいや、そんな言い回しはせん」とかというような電話がちよくちよく掛ってきます。ですから土佐弁といえども決して一律のものじゃないわけで。

今日、この「土地ってだれのもの？」を読ませていただきますと、確かにちょっと言い回しでこんなん違うんじゃないかなという突っ込みどころはいろんなところございまして、もう少しやわらかくすると言いますか、一般的な土佐弁に落とし込んでいくほうがいいかなというふうには思います。

「読もっか」でも土佐弁を使うんですけれども、やっぱり子どもさんなんかいかに読んでいただけるかというのは、普段自分たちが話しておる言葉になるだけ近い言葉で平易に語る、平易に書くというのが非常に大事なことやと考えておりますので、このところは、子どもさんにわかりやすいようにという表現というのは、今後とも煮詰めていくべきだろうなというふうに思います。とりあえず以上です。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

いかがでしょうか。

(委員)

やっぱり土佐弁にはすごく違和感を感じてます。というのは、私は土佐清水で、多分、これは黒潮町から西の子どもたちにはまったく理解されません。私なんか高知へ来たときに、全然、何を言ってるのか意味さえ通じなかったです。すごく苦労しましたので、あまり高知の中央部のコテコテの土佐弁をされると向こうはまったく理解できないし、これ、何のこと？どこのこと？っていうふうな子どもが感想を持つんじゃないかと思います。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょう？ これは私ども他県出身者には、意見が言えない世界ですので。
逆に今、ちょっと冒頭のお話をお聞きしていて、私、フツと思ったのが、普通の土佐弁
というのと、高知のコテコテの土佐弁って、やっぱり違うんですか。

(委員)

西と東では相当違いますし。

(笹原会長)

それは何となく。そこまではわかります。

(委員)

そうですね。

(委員)

ものすごく難しいんですよ。中土佐町が久礼、上ノ加江、矢井賀、大野見、4つの地区、
全部違います。イントネーションが違うし、同じようなことを言いゆうにかわらんけんど
わからんという。わからんというか、違うという。私は、よくわかります、違いが。だから
違和感を持つんですよ。土佐弁をしゃべるテレビを見たら違和感を持つのも同じですよ。
だから、もうぶっちゃけ普通の言葉でいいんじゃないのかと思いますけど。子どもという
ことに限定すれば。大人が何か面白そうなねということにするんやったら別やけど。

(笹原会長)

普通の言葉というのは、いわゆる標準語。

(委員)

そうですね。土佐弁で言うたら、りぐった言葉を使うなという。けど、りぐった言うた
ら、子どもは全然わからない。

(笹原会長)

うーん。あー、そうですか。

(委員)

「りぐった」、わかる？

(委員)

えっ？

(委員)

りぐった、わかる？

(委員)

りぐったはなんとかわかります。(笑)

(笹原会長)

ドイツ語かと思いました。(笑)

今の委員のご意見、土佐弁ではないほうがいいんじゃないかということでございます。非常に貴重なご意見ですが、ほかの方のご意見もどんどんお聞きしたいと思います。

(委員)

確かに子どもは標準語のほうがいいんじゃないかって。随分前からですけど、テレビの影響もあって、子ども同士で結構標準語でしゃべっていることが多いんで。それで、これ、見たときも私もちょっとこの「使われゆと思う？」って、最初からちょっとエーッと思ったんですよ。でも、こういう表現をするのかなと思った。っていうか、私、真ん中へのちょっと田舎のほうですけど、うちのほうで言うと「使われゆう」で「う」が入るんですよ。

(委員)

そうですね。

(委員)

だからなんか、そこからもうちょっとあれなんで、おっしゃったように、もうざっくばらんに、今のアニメなんかで使ってるぐらいの言葉のほうがいいのかない感じがしますね。子ども向けだったら。

(笹原会長)

はい。ほかの方、いかがでしょう？

(委員)

すいません。土佐弁というのは、僕も東京へ行っても土佐弁でしゃべるんですけど、しゃべるのには非常にお国柄が出ていいと思うんですよ、ソフトになって。ただ、文章にしたらちょっとどうかかと、これ、見たら思いましたね。これやったらまだ子ども言葉というか、かっちりした標準語じゃなくて易しい子どものしゃべるような言葉のほうがわかり

やすいんじゃないかなと。反対にわかりづらいような気がしました。

(委員)

土佐弁にされるのに、県の多分ご担当された方はとても苦勞なさったんじゃないかなと思うのですが。多分、この後ろにいらっしゃる中にご担当の方がいらっしゃるのかしらと思うと、なかなかなんですけど。

確かに、「ゆ」の後ろに「う」があるよねとか、あるのか、ないのかとか、そういう細かいことってというのは、高知県内広いので土佐弁のニュアンス全然違います。それから、私もすごい気になっていたのが、「〇〇ながって」っていう、この表現は、多分、ここ20年ぐらいで流行り始めた現代土佐弁ということもあって、本当に土佐弁って文章になると難しいのだなと改めてこうやって見せていただいて、その検討ができたということで、土佐弁翻訳された方には、本当にお礼を申し上げたいと思います。

でも皆さんおっしゃるように、標準語だ、土佐弁ではなくて、美しい日本語でちゃんとした問題を伝えるという目線でもう一度つくり変えたほうがいいのかなという気はしております。

(笹原会長)

ありがとうございます。

(委員)

はい。じゃあ。私もまったく異論はございません。以前にうちの新聞小説で有川浩さんを書いていただいたことがあって、これはずっと土佐弁でやったんですね。そうすると、あの方は「にゃあ」という言い方、「〇〇やにゃあ」というふうなね。そうすると、いや、それは違う。本当の土佐弁じゃ、あれは「ねや」というふうに表記せんといかんというふうになりますので。新聞紙上で「にゃあ、ねや、論争」というのがだいぶ盛り上がったことがあります。かくも敏感な問題でございますので、あんまりパンドラの箱を開けにいくようなこともないのかなというふうに思います。

平易な日本語でもう一度考え直してみたらいかがかなというふうに思います。

(笹原会長)

いかがでしょうか。大方、方向性が何となく出てきたような気がしますが、いかがですか。真剣に読んでおられたので。

(委員)

標準語がいいと思います。大阪の孫もおるからしょっちゅう行きますけど、もう大阪の幼稚の子どもも全部標準語でしゃべってますね。「なんやねん」とかいう子どもも今全然い

ない状態で、やはり高知もそういう標準語でしゃべる子どもが随分多いですから、わかりにくいなら普通の標準語が一番わかりやすいんじゃないですか、ということ。

(笹原会長)

いかがですか。

(委員)

はい。僕はそもそもがあまり土佐弁にまだ馴染めてないところがあるので、標準語のほうがいいのかなどというふうには思っていたんですけど。うちの子どもが今9歳なんですけれども、ちょうどこれを読ませてみたら、まあ、いつの間に覚えたのか知らないですけれども、きれいな土佐弁をペラペラ、ペラペラしゃべりながら、これ、「意味、よくわかった」と言って、何の疑問の声もなかったの、高知の子どもが読んだらみんなわかるのかなというふうには思ってたんですけど、今日、ここに来て、地方によって随分違うんだということなので、そのへんはやっぱりスタンス、そろえたほうが良いと思うので、標準語的な表現にちょっと直してみたらいいのかなどというふうに思いました。以上です。

(笹原会長)

はい。大体方向性が出たような気はしますが。参考までに外部から来られた委員。

(委員)

外部というか、私も出身は室戸なんで、やっぱり「使われようやろう」って思うんやけど、「う」が入るやんと思ったりしてたんですけども、まあ、これもいいかなと思いつつ見えてたところ。やはり平易なというか、本当に日本語、標準語のほうがいいのかなどというふうに思います。

(笹原会長)

はい。そうしましたら、大体方向性も出てまいりました。かなりご努力いただいて、土佐弁バージョンをつくったというところがあって、私自身は少し心残りのところもございますが、標準語に変えていくという方向で検討していくということによろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

何か個人的には「ファイナルアンサー？」って聞きたくなる場所があるんですが。そうしましたら、そういう方向で少し言葉については方向転換をさせていただきたいと思

ます。

(委員)

方向転換というよりは、もったいないから置いといたほうが。

(笹原会長)

これはこれで置いておくと。

《委員 退席》

(笹原会長)

そうしたらこれはこれとして置いとくと。当然捨てるというつもりもまったくございませんし、また何か使えることになるかもしれませんし。わかりました。そうしたらすみません。ちょっとまとめの仕方を間違いました。

土佐弁バージョンは一応つくったけれど、標準語バージョンと呼ばせていただいてよろしいですね。なんか、それも標準語圏から来た私からするととても抵抗あるんですが。標準語バージョンということでよろしいですか。先ほど、冒頭におっしゃった普通の言葉っていうのは何なんだろうと。標準語と言うと怒られそうな気がしたんで黙っておったんですが。

はい。

(委員)

先ほど、言葉が硬いっていう意見もあったので、どなたかがおっしゃった平易な言葉っていうか、易しい言葉っていうんですかね。きれいな日本語というのも確かにあるし、易しい言葉で、子どもにもわかる言葉でっていうふうな表現にしたらいかがでしょう。標準語というのではなくて。

(笹原会長)

平易な言葉。

(委員)

そうですね。

(笹原会長)

はい。ありがとうございます。胸のつかえが取れました。

そうしたら、「平易な言葉」ということにして、その意味としては、「子どもさんにでも

わかる易しい言葉で書きます」という言い方にさせてください。

そうしましたら、そういう平易な言葉のバージョンを今後つくりますというまとめにさせてください。

ただし、委員のご意見にもありましたね。土佐弁バージョン、これはこれで置いておく。置いておくというか、せっかくつくりましたので、今後何かの役に必ず立ちますので、これはこれで取っておきます。

はい。そうしましたら、そういう方向性でこの資料2-1、2-2、漫画バージョンをつくっていきたいと思います。よろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

そうしましたら、最後に今後の進め方でございますが、先ほどもちょっと釘を刺されたところでございますが、冒頭の説明で事務局のほうからご提案がありました、ワーキングを31年度も続けるというところの議論に移っていきたいと思います。これ、はっきりさせておかないといけないかなと思います。

作業は確実にまだ途中であるということでございますので、これを審議会として今後も完成に向けて続けていかなければいけないんですが、やっぱり全員で話をするというのはなかなか大変ですので、これ、去年の議論でも出ました。やっぱりワーキングはつくらせていただきたい。まずは、たたき台をワーキングでつくっていただきたいと思っております。

まず、その点は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

はい。ありがとうございます。そうしましたらワーキングはつくと。

で、ワーキングのメンバーですが、これ、現メンバーの方、いかがでしょう。かなりこれ、大変な作業で。

(委員)

すみません。大変申し上げにくいんですけども、年度が改まると私ども、統一選が2回あって、夏には参院選があつて、これ、ひょっとしたらダブル選になるかもしれん。秋には高知市長選、それから知事選も、というふうに、本当に今年はフルスペックの選挙の年なんです。それに加えて、天皇陛下の代替わりという大きなのを控えておりますし、また、秋にはちょっと私どもの業界内でマスコミ倫理懇談会というのを高知市で開くよう

になっていて、うちがその事務局になっております。

名前を連ねるのは本当に構わないですし、もし、空きがあれば出て行ってお話することは本当にやぶさかではないんですけども、私がおるためにいろんなスケジュールが詰んできたりすると、ひょっとしてご迷惑をお掛けすることになりやあせんかなというふうに案じておるところです。

もしそういうかたちでもよろしければ、引き続きやらせていただくことには構いませんけども、相当、縛られることになると思いますので、そのあたり、大変心苦しく思っております。何か敵前逃亡みたいで誠に申し訳ございませんけども。

(笹原会長)

いえいえ、わかりました。そうしたら、そうですね。私個人的には、委員にはワーキングに残っておいていただきたい。出れる範囲で結構ですし、あと、もし、ご出席かなわなくても意見を聴取しに行くとか、そういうこともできるかと思っておりますので、そういうかたちで残っていただけるとありがたいと。

どうですか。

(委員)

やはりマスコミ関係と言いますか、いていただくと、こちら心強いところはあります。

(笹原会長)

視点が違いますからね。

(委員)

視点がやはり広い視点からものが見えてるんじゃないかと思っておりますので。

(笹原会長)

はい。どうぞ。

(委員)

そういうことでよろしゅうございますでしょうか。でしたら、引き続き、務めさせていただきますので。

(笹原会長)

ありがとうございます。

で、そうなる、そうとはいえ、1人、事実上なかなかご出席も難しい可能性があるというか、多分そうなると思っておりますので、その事実上、1人メンバーが欠けるということに

なったときに、労力的な面、ほかのワーキングのメンバーの方、いかがでしょう？ 要は補強しなくていいのかというところですが。そのへん、ご意見いただければ。大丈夫ですかね。

(委員)

労力というよりは、異なった視点の方が。

(笹原会長)

異なった視点か。

(委員)

視点の方がたくさんできたら集まっていだけるほうありがたいですね。

(笹原会長)

そういうことか。視点か。

(委員)

労力というよりも議論して思うのは、やっぱりいろんな視点の方、そういった意味では、貴重な委員じゃないかというふうに思います。

(笹原会長)

そうですね。

(委員)

労力自体は、あまり実際のところかからないというか、労力を一番かけていただいているのは、いつも描いていただいて、ポンチ絵を描いていく能力がある人が少ないんで、そのところはあれかもしれませんが、今の委員の構成メンバーでも十分。

(笹原会長)

大丈夫ですかね。

(委員)

はい。いろんな視点を持った方がおられますし、大丈夫かとは思いますが。

(笹原会長)

わかりました。

そうしましたら、ただ一つだけちょっとお話しさせてください。これからご提案ほど強くない、私の、これ、会長ではなくて、笹原個人の弱い意見です。今の「いろんな視点から」というところを考えると、逆に役所の方の目があってもいいんじゃないかと。いかがでしょう。ただ、出席できるかどうかという問題はありますけど。

(委員)

そこはいろいろ日程調整とかですね、あと、私も単身赴任族というか、転勤族ですから、それは後任がやればいい。そういうことも含めてであれば、少しでもお役に立つのであれば。

(委員)

紙面に随分山林、来ますからね。

(笹原会長)

私個人的に仕事のうえでもお付き合いのある森林管理局は非常に信頼をしているところでございます。

そうしましたら、現有メンバー、プラス委員という、1名というより、一つの視点を増強するというかたちで。

(委員)

加えていただけたら。はい。

(笹原会長)

ワーキングメンバーをそろえさせていただきます。よろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

そうしましたらそういうかたちでワーキングをまた継続をさせていただきたいと思えます。ちょっとワーキングのメンバーの方、非常にご苦労されると思うんですけど、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

このワーキングを続けるにあたって、今日出た意見が非常に重要ですので、事務局におかれては、議事録をやっぱり早急に出していただくことをお願ひしたいと思えます。

進め方という意味では、そんなところでよろしいですか。あとは、予算の話は先ほどもあれですし。そうしましたらそういうかたちで、また松島委員を中心にワーキング、また日程調整等々いただいて、進めさせていただきたいと思えます。

特に松岡委員、あと野津山委員もそうかもしれませんが、お忙しくてご出席がかなわないときには、またワーキングそのものだけではなくてご意見を伺うようなかたちのことも少し考えていただければありがたいと思います。委員のおっしゃった、いろんな視点からの検討というところをぜひお願いしたいと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、この基本計画につきましては、資料2-1、2-2のポンチ絵について、熱心にご討議いただいたこと。あとは、31年度の進め方、ワーキングで進めるということを決めていただいたということで、この式次第でいうところの(2)番の検討事項、「土地利用基本計画書の変更について」は、審議を終了したいと思います。

その他になりますが、何か事務局からその他ございますか。

(事務局 畠中チーフ)

もうちょっとした事務連絡だけになりますので、特にはございません。

(笹原会長)

そうしましたら、これで実質的な審議を終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

4 閉会

(事務局 畠中チーフ)

ありがとうございました。

今日いただいた意見をもって、また31年度も進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、これをもちまして、第56回高知県国土利用計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

あとちょっとすみません。事務連絡させていただきます。

(事務局 上野主幹)

議事録のほうに関しましては、また早急にまとめて署名をいただく方に確認いただいて、会長にも確認いただいてから、その後、各委員さんにお送りさせていただきたいと思います。ワーキングのほうはまた、日程調整を含めご案内をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、委員さんの任期の話になるんですが、平成は終わりますけど、平成でいうと32年の1月19日が任期になりますので、来年の審議会で言いますと、新たなメンバーということにはなるんですが、当然、任期までは各委員さんになりますので、ワーキングで。次の新たな委員さんに関しましては、県のほうでもう一度、どう選んでいくのかも含めて検討してご案内等をさせていただくと思いますので、またそのときはよろしくお願いします。

以上になります。

(事務局 畠中チーフ)

ありがとうございました。以上です。

(笹原会長)

じゃあ、これで終わりですね。ご苦労様でした。

平成 31 年 2 月 15 日